

令和5年2月21日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除雪機についての注意喚起、自転車、エアコンに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2 件
（うちガストーブ（ガスボンベ式）1 件、
石油ストーブ（開放式）1 件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 9 件
（うちテレビ（ブラウン管型）1 件、
電気ストーブ（オイルヒーター）1 件、デスクトップパソコン1 件、
自転車2 件、取っ手（鍋用、着脱式）1 件、電子レンジ1 件、
エアコン2 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7 件
（うち電気ストーブ（シーズヒーター）1 件、
リチウム電池内蔵充電器1 件、除雪機（歩行型）1 件、携帯電話機1 件、
電動お手入れ用品（ペット用）1 件、
踏み台（アルミニウム合金製）1 件、電気ストーブ1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202100392、A202100847、A202200106、A202200217、A202200284、A202200295、A202200380、A202200409を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 除雪機についての注意喚起（管理番号：A202200957）

①事象について

使用者（90 歳代）が当該製品を使用中、当該製品の下敷きになった状態で発見され、死亡が確認されました。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中です。

消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された 2007 年（平成 19 年）5 月以降、報告のあった除雪機の事故については、これまでに 37 件の死亡事故及び 18 件の重傷事故が発生しています（本件を含む。）。

除雪機に誤って巻き込まれるなどした場合には、死亡又は重傷事故につながるおそれが高いことから、消費者の皆様におかれては、取扱説明書の記載や表示に従い正しく使用してください。

②再発防止に向けて

ア服装や作業場の環境をよく確認し、十分な準備・注意をする。

- ・ 安全な服装や装備をする。
- ・ 障害物の位置などの危険な箇所を作業前によく確認しておく。

イ除雪機の取扱い上の注意を守って正しく使用する。

- ・ 安全機能が正しく作動しない状態では絶対に使用しない。
- ・ 除雪機の投雪口に詰まった雪を取り除く際は、必ずエンジンを停止し、鍵を抜く。
- ・ 特に後進時は足元や後方に注意し、無理のない速度で使用する。

ウ除雪作業を行うことを家族や近隣の人などに声かけし、作業中は周囲に人がいないことを確認し、人を近づけさせないようにする。

エ作業中も天候や体調の変化に注意する。

また、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う際の事故情報も寄せられています。子供が被害者になっている事故もありますので、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う場合も注意しましょう。

③再発防止への取組

消費者庁は、2019 年（令和元年）11 月 13 日、2021 年（令和 3 年）12 月 23 日及び 2022 年（令和 4 年）12 月 22 日に除雪機の事故についての注意喚起を行っています。また、消費者安全調査委員会は、2019 年（令和元年）5 月 31 日、「歩行型ロータリ除雪機による事故」に係る事故等原因調査報告書を公表しています。

経済産業省においても、2022 年（令和 4 年）12 月 22 日に除雪機の事故についての注意喚起を行い、2022 年（令和 4 年）1 月 3 日に「政府インターネットテレビ」を通じた注意喚起も行っています。さらに、独立行政法人国民生活センター及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）においても、それぞれ注意喚起を行っています。

一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）では、2004 年（平成 16 年）4 月から協議会加盟メーカーの除雪機（歩行型）において安全装置の義務化をするとともに、毎年度、事故の未然防止のため積雪地域の市町村等に対して広報紙を通じた注意喚起、販売店に対して使用者への安全指導の徹底を要請しています。

<参考>

○消費者庁

「「除雪機の死亡事故」7 割が誤使用・不注意～“安全機能 ON とエンジン OFF”が生死の分かれ目～」(2022 年 12 月 22 日公表)

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_066/assets/consumer_safety_cms205_221222_01.pdf

「除雪機による死亡・重傷事故を防ごう！ー正しく、安全に使用してくださいー」(2021 年 12 月 23 日公表)

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_057/assets/consumer_safety_cms205_211223_01.pdf

「除雪機の使用時の事故に注意しましょう！ーデッドマンクラッチ（安全装置）の無効化による事故が目立ちますー」(2019 年 11 月 13 日公表)

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_024/pdf/caution_024_191113_0001.pdf

○消費者安全調査委員会

「歩行型ロータリ除雪機による事故に係る事故等原因調査報告書」(2019 年 5 月 31 日公表)

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_015/pdf/report_015_190531_0002.pdf

○経済産業省

「「除雪機の死亡事故」7 割が誤使用・不注意～“安全機能 ON とエンジン OFF”が生死の分かれ目～」(2022 年 12 月 22 日公表)

ウェブサイト：<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221222002/20221222002.html>

○政府インターネットテレビ

「聞いてナッ得！～あっ！危ない！除雪機の事故に注意」(2022 年 1 月 3 日公表)

ウェブサイト：<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg23752.html?nt=1>

○独立行政法人国民生活センター

「除雪機使用時は周りの安全を確認！」(2021 年 11 月 30 日公表)

ウェブサイト：https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen410.html

○独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）

「「除雪機の死亡事故」7割が誤使用・不注意～“安全機能ONとエンジンOFF”
が生死の分かれ目～」(2022年12月22日公表)

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2022fy/prs221222.html>

○一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）

ウェブサイト：<http://www.jfmma.or.jp/jyoankyo.html>

(2) ピープル株式会社が輸入した自転車について（管理番号：A202200284）

①事象事象について

ピープル株式会社（法人番号：8010001055217）が輸入した自転車を幼児（3歳）が使用中、他の幼児と接触して転倒、他の幼児の手が当該製品のチェーンに入り込み、指を負傷しました。

調査の結果、当該製品は、チェーンケースがJISを満たしておらず、露出したチェーンとギヤへ容易に触れることができる構造であったことから、使用者が乗った当該製品と被害者が乗った三輪車が衝突した際に、はずみで被害者の手が露出したチェーンに入り込み、チェーンとギヤの間に指が挟まれたものと推定されます。

なお、取扱説明書には、警告として「子どもが乗る自転車に、別の子どもを近づけないようにする。」及び「回転部分には触れない。」旨、記載されていました。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2022年（令和4年）10月17日にウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、購入者アンケート返送者へのはがき郵送、インターネット検索サイトでのバナー告知を行い、保護パーツの無償配布を実施しています。

③対象製品：商品名、JANコード、販売期間、対象台数

商品名	J A Nコード	販売期間	対象台数
①YGA307/YG-307 いきなり自転車 12 インチ スカーレット	4977489024161	2018 年 10 月 ～ 2022 年 8 月	1, 181
②YGA308/YG-308 いきなり自転車 14 インチ ブルーミングターコイズ	4977489024178		2, 251
③YGA309/YG-309 いきなり自転車 14 インチ ブルーミングラズベリー	4977489024185		2, 679
④YGA310/YG-310 いきなり自転車 14 インチ プレミアムホワイト	4977489024192		10, 387
合 計			16, 498

2022 年（令和 4 年）10 月 17 日からリコール（保護パーツの無償配布）を実施
改修率：14.2%（2023 年 2 月 14 日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞

対象製品におけるリコール対象の内容による 2018 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2022 年度	3	重傷	2019 年度	0	—
	1	重傷（後遺障害）			
2021 年度	0	—	2018 年度	0	—
2020 年度	0	—			

＜対象製品の外観及び確認方法＞

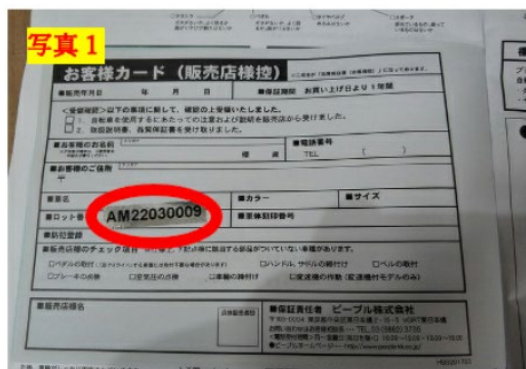


12 インチ スカーレット 14 インチ ブルーミングターコイズ / ブルーミングラズベリー 14 インチプレミアムホワイト

品番	品名	ロット番号の頭文字
YGA307/YG-307	いきなり自転車 12 インチ スカーレット	AH
YGA308/YG-308	いきなり自転車 14 インチ ブルーミングターコイズ	CBB、AM
YGA309/YG-309	いきなり自転車 14 インチ ブルーミングラズベリー	CBC、AN
YGA310/YG-310	いきなり自転車 14 インチ プレミアムホワイト	CBD、AO

対象商品のロット番号は、下記どちらかで御確認ください。銀色のシールに印字されている番号の頭文字（アルファベット）で該当車種かどうか確認いただけます。

- ①取扱説明書「お客様カード」ページ（写真 1）
- ②自転車本体押手棒付近（写真 2）



自転車車体に保護パーツを取り付け後のイメージは下記通りとなります。



プラスドライバー 1 本で 5 分ほどで簡単に車体に取り付けていただけます。

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ピープル株式会社 お客様相談係

電話番号：0120(855)915

受付時間：10 時～12 時、13 時～17 時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：

https://www.people-kk.co.jp/contact/jitensya-buhinteikyo_124.html

(3) シャープ株式会社が輸入したエアコンについて（管理番号：A202200409）

①事象について

シャープ株式会社（法人番号：6120001005484）が輸入したエアコンを使用中、異音と異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していました。

調査の結果、当該製品は、制御基板上の部品間の距離が確保できていなかったため、部品間で放電が発生して電源 IC が破損し、過電流により基板が焼損したものと推定されます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2022 年（令和 4 年）9 月 20 日にウェブサイトへの情報掲載及び同月 21 日に新聞朝刊への情報掲載を行うとともに、対象製品について無償点検及び修理を実施しています。

③対象製品：商品名、機種名、対象ロット販売期間、対象台数

商品名	機種名	対象ロット販売期間	対象台数
エアコン室内機 （シャープ）	AY-L22P-W	2019 年 12 月～2022 年 9 月	3,300
	AY-L25P-W		1,820
	AY-L28P-W		3,520
	AY-L40P-W		4,480
合 計			13,120

2022 年（令和 4 年）9 月 20 日からリコール（無償点検・修理）を実施
改修率：79.7%（2022 年 12 月 31 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2019 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2022 年度	2	火災	2020 年度	0	—
2021 年度	0	—	2019 年度	0	—

<対象製品の外観・確認方法>

対象機種及び、確認方法

【対象機種一覧】

2019年11月～2020年7月生産の以下4機種 ※2019年製、2020年製が対象です。

機種名(形名)	製造番号	
AY-L22P-W	91000001 ～ 91000020	01000021 ～ 01003300
AY-L25P-W	91000001 ～ 91000020	01000021 ～ 01001820
AY-L28P-W	91000001 ～ 91000020	01000021 ～ 01003520
AY-L40P-W	91000001 ～ 91000030	01000031 ～ 01004480

【対象機種の確認方法】

機種名(形名)及び製造番号、製造年はエアコン本体下面に貼り付けられている銘板に表示しております。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び修理を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

シャープ株式会社 無料点検・修理の受付窓口

電 話 番 号 : 0120(251)340

受 付 時 間 : 9時～18時(月～土曜日)、9時～17時(日・祝日)

ウェブサイト : <https://corporate.jp.sharp/news/220920-a.html>

(4) 三菱重工業株式会社（現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社）が輸入したエアコンについて（管理番号：A202200956）

①事件事象について

三菱重工業株式会社（現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社（法人番号：4010401123213））が輸入したエアコンを焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償点検・改修）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、当該製品の一部で、特定条件に当てはまる場合、室内送風用ファンモーターのリード線接続部から発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）1月11日にウェブサイトへ情報掲載（2018年5月30日改訂）を行うとともに、同月13日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202200956）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、形式、対象台数

○製品名：エアコン

エアコンの一部の機種のうち、1999年10月から2007年までに輸入されたもの。

○形式：事業者ウェブサイトにて御確認ください。

<https://www.mhi-mth.co.jp/information/pdf/180115.pdf>

○対象台数：約93万台

【リコール実施状況】

2018年（平成30年）1月11日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：9.5%（2023年1月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

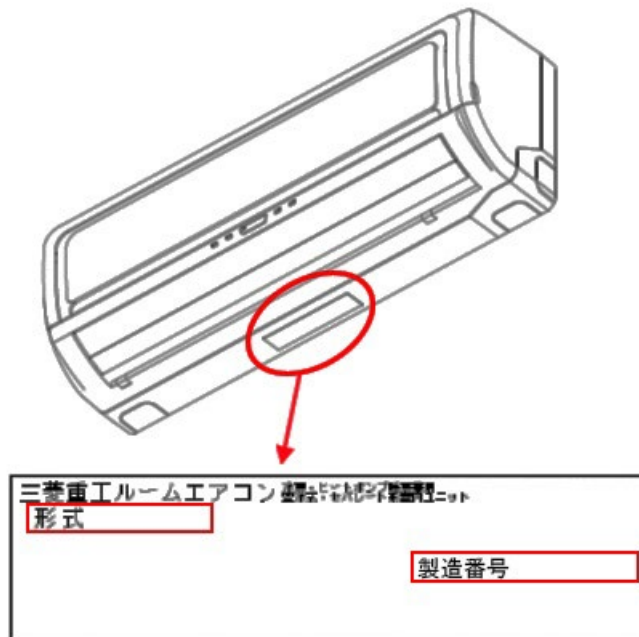
年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2022年度	1	火災	2015年度	1	火災
2021年度	4	火災	2014年度	1	火災
2020年度	3	火災	2013年度	0	—
2019年度	6	火災	2012年度	0	—
2018年度	3	火災	2011年度	0	—
2017年度	1	火災	2010年度	0	—
2016年度	4	火災			

※当該事故（管理番号：A202200956）は含まない。

<対象製品の確認方法>

対象製品の「形式」及び「製造番号」は、本体下部に貼付されている銘板を御確認ください。また、対象製品であるかどうか、事業者ウェブサイトにて御確認いただくか、下記問合せ先まで御連絡ください。

ウェブサイト：https://www.mhi-mth.co.jp/information/180115_001.html



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

三菱重工冷熱株式会社（国内総販売店） 点検受付専用窓口

電 話 番 号：0120(224)570

受 付 時 間：9時～18時（月～金）

9時～17時（土・日・祝日）

ウェブサイト：https://www.mhi-mth.co.jp/information/180115_001.html

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：石田、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：宮本、佐々木

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200953	令和5年2月1日	令和5年2月16日	ガスストーブ(ガスボンベ式)	CB-STV-EX、 CB-STV-EX- WR、CB-STV- EX2又はCB- CGS-PTB(岩谷 産業株式会社ブ ランド)	株式会社旭製作所 (岩谷産業株式会社 ブランド) (輸入事業者)	火災 死亡2名	建物を全焼する火災が発生し、2名が死亡した。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	石川県	
A202200962	令和5年2月 ※不明	令和5年2月17日	石油ストーブ(開放式)	RCA-37	株式会社トヨミ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から35年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100392	令和3年8月11日	令和3年8月27日	テレビ(ブラウン管型)	31C-HV1	シャープ株式会社	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、長期使用(製造後約32年)により、偏向基板上で絶縁劣化が生じたため、異常発熱し出火に至ったものと推定されるが、使用者が当該製品の画面が映らない不具合を認識しながら使用を継続したことも、事故発生に影響したものと考えられる。	神奈川県	令和3年8月31日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100847	令和3年12月16日	令和4年2月4日	電気ストーブ(オイルヒーター)	DDQ0915-WH	デロンギ・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。調査の結果、当該製品は、内部配線の電源コードとファストン端子とのカシメ接続部で、製造時に不具合があったため、カシメ部で異常発熱して、焼損したものと推定される。	千葉県	令和4年2月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202200106	令和4年5月11日	令和4年5月18日	デスクトップパソコン	EGPI770G107D R30W10	株式会社マウスコンピューター	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、拡張グラフィックボードのチップコンデンサーが焼損したことにより、発煙が発生したものと推定されるが、コンデンサーが焼損した原因の特定には至らなかった。	大阪府	令和4年5月20日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202200217	平成28年 ※不明	令和4年6月23日	自転車	YG-276	ピープル株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	幼児が当該製品を使用中、他の幼児の手が当該製品のチェーンに引っ掛かり、手指を負傷した。 調査の結果、当該製品は、チェーンケースがJISを満たしておらず、露出したチェーンとギヤへ容易に触れることができる構造であったことから、使用者がペダルを逆回転させて動いていたチェーンとギヤの間に被害者が手を入れたことで指が挟まれたものと推定される。 なお、取扱説明書には、警告として「子どもが乗る自転車に、別の子どもを近づけないようにする。」及び「回転部分には触れない。」旨、記載されている。	不明	令和4年6月28日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202200284	不明	令和4年7月15日	自転車	YGA310	ピープル株式会社 (輸入事業者)	重傷・肢体不自由の後遺症1名	幼児(3歳)が当該製品を使用中、他の幼児と接触して転倒、他の幼児の手が当該製品のチェーンに入り込み、指を負傷した。 調査の結果、当該製品は、チェーンケースがJISを満たしておらず、露出したチェーンとギヤへ容易に触れることができる構造であったことから、使用者が乗った当該製品と被害者が乗った三輪車が衝突した際に、はずみで被害者の手が露出したチェーンに入り込み、チェーンとギヤの間に指が挟まれたものと推定される。 なお、取扱説明書には、警告として「子どもが乗る自転車に、別の子どもを近づけないようにする。」及び「回転部分には触れない。」旨、記載されている。	不明	令和4年7月20日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 令和4年10月17日からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率:14.2%
A202200295	令和4年5月25日	令和4年7月20日	取っ手(鍋用、着脱式)	IG2	株式会社グループセブジャパン (輸入事業者)	重傷1名	当該製品を装着した鍋で調理後、当該製品を持って鍋を移動させたところ、当該製品が折れ、内容物が右手にかかり、火傷を負った。 調査の結果、当該製品は、長期使用(19年以上)により、鍋と接触する部分の樹脂が調理時のこんろの輻射熱によって劣化し、亀裂や欠損を生じたことで使用時の鍋の重さを保持できなくなり、破断したものと推定される。	大阪府	令和4年7月22日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202200380	令和4年8月3日	令和4年8月17日	電子レンジ	MW-Y205	株式会社山善 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、タイマーユニット内部の接点が溶着したため、連続運転となって庫内の調理物が過熱し焼損したものと推定されるが、接点が溶着した原因の特定には至らなかった。 なお、当該製品のタイマーが停止しない不具合を認識しながら使用を継続したことも事故発生に影響したものと考えられる。	東京都	令和4年8月19日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200409	令和4年8月17日	令和4年8月29日	エアコン	AY-L40PW	シャープ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、異音と異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、制御基板上の部品間の距離が確保できていなかったため、部品間で放電が発生して電源ICが破損し、過電流により基板が焼損したものと推定される。	大阪府	令和4年9月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 令和4年9月20日からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率: 79.7%
A202200956	令和5年2月3日	令和5年2月16日	エアコン	SRK22ZI	三菱重工業株式会社 (現 三菱重エサーマルシステムズ株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	千葉県	製造から15年以上経過した製品 平成30年1月11日からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率: 9.5%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200954	令和4年10月8日	令和5年2月16日	電気ストーブ(シーズヒーター)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	奈良県	令和4年10月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月9日
A202200955	令和5年1月24日	令和5年2月16日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和5年2月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年1月30日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202200957	令和5年2月14日	令和5年2月16日	除雪機(歩行型)	死亡1名	使用者(90歳代)が当該製品を使用中、当該製品の下敷きになった状態で発見され、死亡が確認された。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	製造から20年以上経過した製品 除雪機についての注意喚起を実施(特記事項参照)
A202200958	令和5年1月30日	令和5年2月16日	携帯電話機	火災	当該製品を充電中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202200959	令和5年2月10日	令和5年2月17日	電動お手入れ用品(ペット用)	火災	店舗で当該製品を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品を溶融する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	
A202200960	令和5年1月20日	令和5年2月17日	踏み台(アルミニウム合金製)	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、転落し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月14日
A202200961	令和5年1月29日	令和5年2月17日	電気ストーブ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電気ストーブ（オイルヒーター）（管理番号:A202100847）



デスクトップパソコン（管理番号:A202200106）



自転車（管理番号:A202200217）



取っ手（鍋用、着脱式）（管理番号:A202200295）



電子レンジ（管理番号:A202200380）

